

【ベトナム】ベトナムにおける Covid-19 感染拡大により影響を受けた出願人への期限に関する法律規定のお知らせ（期限の再延長）

2021年9月14日  
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、ベトナムにおける Covid-19 感染拡大により影響を受けた出願人への期限に関する法律規定のお知らせ（期限の再延長）です。

ベトナム知的財産庁は、2021年9月9日付で、Covid-19 感染拡大により影響を受けた出願人に対する期限について通知 No.8181/TB-SHTT を発行した。これにより、2021年6月30日から2021年10月31日の間に期限を迎える全ての手続について、2021年11月30日までその期限が自動的に延長される。

その他の案件については、出願人がベトナム知的財産庁での工業所有権を確立するための手続における権利および義務の行使に Covid-19 感染拡大の影響をまだ受けている場合、サーキュラー No.16/2016/TT-BKHCN により改正補足されたサーキュラー

No.01/2007/TT-BKHCN の 9.4 および 9.5 で定められた不可抗力に関する規則に基づき、処分の見直しを請求することができる。

情報公開日

2021年9月9日

URL 等

[https://www.ipvietnam.gov.vn/vi\\_VN/web/guest/tin-tuc-su-kien/-/asset\\_publisher/7xsjBfqhCDAV/content/ve-viec-ap-dung-quy-inh-doi-voi-nguoi-nop-don-bi-anh-huong-do-dich-benh-covid-19](https://www.ipvietnam.gov.vn/vi_VN/web/guest/tin-tuc-su-kien/-/asset_publisher/7xsjBfqhCDAV/content/ve-viec-ap-dung-quy-inh-doi-voi-nguoi-nop-don-bi-anh-huong-do-dich-benh-covid-19)

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。

